

# 草津市公報

発行日 令和3年4月1日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 6 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号(代)077-563-1234

## 目次

### ◎ 規 則

草津市広報紙の発行に関する規則の一部を改正する規則（広報課）…………… 2

### ◎ 告 示

住民票の職権消除について（市民課）…………… 2

草津市広報くさつ広告掲載要綱の一部を改正する要綱（広報課）…………… 2

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）…………… 3

草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）…………… 3

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の指定について  
 （生活支援課）…………… 3

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 4

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 4

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 4

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する  
 法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）…………… 4

草津市販路開拓推進補助金交付要綱を廃止する要綱（商工観光労政課）…………… 5

草津市販路開拓推進補助金審査委員設置要綱を廃止する要綱（商工観光労政課）…………… 5

草津市指定代理金融機関の名称変更について（会計課）…………… 5

草津市自主活動学級参加促進事業補助金交付要綱を廃止する要綱（児童生徒支援課）…………… 5

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）…………… 6

草津市通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（児童生徒支援課）…………… 6

公示送達について（税務課）…………… 7

草津市ハラスメント調査委員会設置要綱（職員課）…………… 8

草津市街並み博物館設置事業交付金交付要綱を廃止する要綱（商工観光労政課）…………… 9

草津市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）…………… 9

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）…………… 9

### ◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）…………… 12

大津湖南都市計画道路事業の事業計画変更の認可について（道路課）…………… 13

大津湖南都市計画道路事業の事業計画変更の認可について（道路課）…………… 13

◎ 教育委員会告示

草津市学校（園）問題サポートチーム設置要綱の一部を改正する要綱（児童生徒支援課）.....14

# 規則

草津市広報紙の発行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月9日

草津市長 橋川 渉

## 草津市規則第6号

草津市広報紙の発行に関する規則の一部を改正する規則

草津市広報紙の発行に関する規則（昭和55年草津市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「毎月1日および15日」を「毎月1回」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月9日掲示済み）

# 告 示

## 草津市告示第44号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条ならびに住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条および第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除したが、次の者に通知することが困難であるため、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年3月2日

草津市長 橋川 渉

住 所	氏 名
草津市追分七丁目4番6号	谷口 聡

（令和3年3月2日掲示済み）

## 草津市告示第45号

草津市広報くさつ広告掲載要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月2日

草津市長 橋川 渉

草津市広報くさつ広告掲載要綱の一部を改正する要綱

草津市広報くさつ広告掲載要綱（昭和59年草津市告示第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「前2ページ」を「前3ページ」に改め、同条第3号中「3件」の右に「まで」を加える。

第5条第2項ただし書中「2件」を「3件まで」に改める。

別記様式第1号中「印」を削り、「TEL番号」「電話番号」「FAX番号」を「電話番号」「ファクス番号」に、

掲載号	4/15	5/1	5/15	6/1	6/15	7/1
件数						
掲載号	7/15	8/1	8/15	9/1	9/15	10/1
件数			-			
掲載号	10/15	11/1	11/15	12/1	12/15	1/1
件数						-
掲載号	1/15	2/1	2/15	3/1	3/15	4/1
件数						

」を

掲載号	5月号	6月号	7月号	8月号
件数				
掲載号	9月号	10月号	11月号	12月号
件数				
掲載号	1月号	2月号	3月号	4月号
件数				

」に

改める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の草津市広報くさつ広告掲載要綱第3条第1項第2号および第3号ならびに第5条第2項の規定は、令和3年5月号以降の広報に掲載する広告から適用する。

（令和3年3月2日掲示済み）

草津市告示第46号

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月4日

草津市長 橋川 渉

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱（令和2年草津市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(4) 保育士資格の取得の意思がある者

別表補助金の額の欄中「2,258,000円」を「2,264,000円」に改める。

別記様式第2号中「配置月数」を「配置予定期間」に改める。

別記様式第4号中「配置予定期間」を「配置期間」に、「配置月数」を「配置期間」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年3月4日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

(令和3年3月4日揭示済み)

草津市告示第47号

草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月5日

草津市長 橋川 渉

草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付要綱（平成16年草津市告示第150号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、立命館大学BKCインキュベータに入居する者で次の各号に掲げる要件を満た

すものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 起業または新規事業展開を図ろうとする中小企業者または個人であること。

イ 入居者の起業または新規事業展開を支援する目的で入居する者で市長が特別に認めた法人または個人であること。

(2) 市税を完納していること。

付 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

(令和3年3月5日揭示済み)

草津市告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから管理者氏名変更の届出があったので同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年3月5日

草津市長 橋川 渉

事業所 番号	変更 年月日	管理者		名称
		旧	新	
25406 01297	令和2年 2月6日	山下 雄 大阪府吹田 市垂水町 2-17-45 Jpnoie吹田 垂水506	今井 翔太 滋賀県大津 市松が丘 7-16-19	ウエルシ ア薬局草 津野路店
25406 01297	令和2年 7月11日	今井 翔太 滋賀県大津 市松が丘 7-16-19	瀬口 侑里 英 大阪府摂津 市千里丘3 丁目5番14 号	ウエルシ ア薬局草 津野路店

(令和3年3月5日揭示済み)

草津市告示第49号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、法による介護支援給付のための居宅介護担当機関（介護予防担当機関）として指定したもののうち、次のものから管理者氏名変更の届出があったので生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年3月5日

草津市長 橋川 渉

事業所 番号	変更 年月日	管理者		名称
		旧	新	
25406 01297	令和2年 2月6日	山下 雄 大阪府吹田 市垂水町 2-17-45 Jpnoie吹田 垂水506	今井 翔太 滋賀県大津 市松が丘 7-16-19	ウエルシ ア薬局草 津野路店
25406 01297	令和2年 7月11日	今井 翔太 滋賀県大津 市松が丘 7-16-19	瀬口 侑里 英 大阪府摂津 市千里丘3 丁目5番14 号	ウエルシ ア薬局草 津野路店

(令和3年3月5日揭示済み)

草津市告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年3月5日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
健幸薬局南草津 LABO	草津市野路一丁 目13番5号1階	令和3年3月 1日

(令和3年3月5日揭示済み)

草津市告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年3月5日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
スギ薬局 エイスクエア店	草津市西浜川一 丁目23番3号 エイスクエアSARA 東館1階	令和3年3月 1日

(令和3年3月5日揭示済み)

草津市告示第52号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年3月5日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
スギ薬局 エイスクエア店	草津市西渋川一 丁目23番3号 エイスクエアSARA 東館1階	令和3年3月 1日

(令和3年3月5日揭示済み)

#### 草津市告示第53号

草津市販路開拓推進補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月5日

草津市長 橋川 涉

草津市販路開拓推進補助金交付要綱を廃止する要綱

草津市販路開拓推進補助金交付要綱（平成31年草津市告示第99号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による廃止前の第8条に規定する添付書類の提出については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

(令和3年3月5日揭示済み)

#### 草津市告示第54号

草津市販路開拓推進補助金審査委員設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月5日

草津市長 橋川 涉

草津市販路開拓推進補助金審査委員設置要綱を廃止する要綱

草津市販路開拓推進補助金審査委員設置要綱（平成31年草津市告示第100号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月5日揭示済み)

#### 草津市告示第55号

銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行の商号変更に伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定により指定した本市の指定代理金融機関の名称を次のとおり変更したので、同条第8項の規定により告示する。

令和3年3月8日

草津市長 橋川 涉

- 名称を変更する指定代理金融機関  
草津市農業協同組合
- 変更後の名称  
レーク滋賀農業協同組合
- 変更年月日  
令和3年4月1日

(令和3年3月8日揭示済み)

#### 草津市告示第56号

草津市自主活動学級参加促進事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月10日

草津市長 橋川 涉

草津市自主活動学級参加促進事業補助金交付要綱を廃止する要綱

草津市自主活動学級参加促進事業補助金交付要綱（平成17年草津市告示第72号）は、廃止する。

付 則



この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

(令和3年3月10日揭示済み)

草津市告示第57号

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月10日

草津市長 橋川 渉

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第96号）の一部を次のように改正する。

別表低年齢児保育保育士等特別配置事業の項中「配置された者」の右に「および「幼保連携型認定こども園における職員配置にかかる特例について」（令和3年2月12日付け滋子青第308号滋賀県健康医療福祉部長通知）に基づき保育士とみなされた者」を加える。

付 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行し、令和3年2月12日以後に「幼保連携型認定こども園における職員配置にかかる特例について」（令和3年2月12日付け滋子青第308号滋賀県健康医療福祉部長通知）に基づき保育士とみなされた者を特別配置する事業に適用する。

(令和3年3月10日揭示済み)

草津市告示第58号

草津市通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月10日

草津市長 橋川 渉

草津市通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市通学費補助金交付要綱（平成17年草津市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しおよび同条第1項中「登録」を「登録認定」に改め、同条第2項中「正当と認めるときは登録」を「登録認定の可否を決定」に改める。

第7条から第9条までを次のように改める。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、草津市通学費補助金交付申請書兼交付請求書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定期券を発行する者に当該補助金の代理受領を希望する者は、草津市通学費補助金交付申請書兼交付請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により申請する者は、前2項に規定する申請書に金額の表示がある路線バス定期券の写しまたは領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項または第2項の申請書の提出により、規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定するとともに、その旨を申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定の通知により、規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。

(補助金の返還)

第9条 市長は、申請した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 転居等に伴い路線バスの定期券が不要となり、バス会社から定期代の還付を受けたとき。

(2) 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたと認められるとき。

別記様式第1号中「登録」を「登録認定」に、「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第7条第1項関係)

年 月 日

草津市通学費補助金交付申請書兼交付請求書

草津市長 宛

住所  
氏名 印

年度草津市通学費補助金事業について、補助金の交付を受けたいので、草津市通学費補助金交付要綱第7条の規定により、\_\_\_\_\_を添えて下記のとおり申請および請求します。

記

1. 補助金交付申請額および請求額 \_\_\_\_\_ 円

2. 通学定期券購入報告書

バス定期券の種類	( )学期定期、1か月定期、3か月定期	
バス定期券購入費の内訳	バス定期券購入費 ①	購入費内訳
	円	補助金(①× / 、1円未満切捨て) 自己負担金 円

3. 補助金振込先

銀行名	銀行	支店(所)名
普通・当座	口座番号	口座名義人

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第7条第2項関係)

年 月 日

草津市通学費補助金交付申請書兼交付請求書

草津市長 宛

住所  
氏名 印

年度草津市通学費補助金事業について、補助金の交付を受けたいので、草津市通学費補助金交付要綱第7条の規定により、\_\_\_\_\_を添えて下記のとおり申請および請求します。なお、交付の対象となった場合は、\_\_\_\_\_に代理受領を委任しますので、受任者の口座に振り込みいただきますようお願いいたします。

記

1. 補助金交付申請額および請求額 \_\_\_\_\_ 円

2. 通学定期券購入報告書

バス定期券の種類	( )学期定期、1か月定期、3か月定期	
バス定期券購入費の内訳	バス定期券購入費 ①	購入費内訳
	円	補助金(①× / 、1円未満切捨て) 自己負担金 円

3. 補助金振込先(代理受領受任者)

銀行名	銀行	支店(所)名
普通・当座	口座番号	口座名義人

別記様式第4号を削る。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月10日揭示済み)

草津市告示第59号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年3月11日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年3月18日に送達があったものとみなす。



国民健康保険健康調査票送付通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	WOO J I I I O	韓国	2	2
2	永野 詩乃	滋賀県草津市野路東五丁目2番36-201号レイクランドマンション	2	2
3	CHIUNG SUNG WOONG	滋賀県草津市野路東六丁目5番14-508号ジラソーレ	2	2

(令和3年3月11日揭示済み)

草津市告示第60号

草津市ハラスメント調査委員会設置要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月11日

草津市長 橋川 涉

草津市ハラスメント調査委員会設置要綱 (設置)

第1条 市長は、草津市職員および草津市立小中学校の教職員のハラスメント事案（以下「事案」という。）に係る調査を行い、必要な措置等について意見を求めるため、草津市ハラスメント調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会の委員は3人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 弁護士の資格を有する者
  - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委託の日から委託の日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役割)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる事項に関する職務を行う。

- (1) 事案の事実確認を行うための調査に関すること。
- (2) 事案に係るハラスメント行為の該当の有無、措置等についての意見に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事案に係る措置等に関し、市長が必要と認めるもの

(委員長等)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、委員会の会議の進行を行う。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、事案の審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

3 委員会の会議は、非公開とする。

(調査結果等の報告)

第6条 委員会の委員は、事案に係る調査結果および措置等についての意見を、文書により市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た情報や秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部職員課および教育委員会事務局学校教育課において共同して処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月11日揭示済み)

草津市告示第61号

草津市街並み博物館設置事業交付金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月12日

草津市長 橋川 渉

草津市街並み博物館設置事業交付金交付要綱を廃止する要綱

草津市街並み博物館設置事業交付金交付要綱（平成20年草津市告示第22号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

（令和3年3月12日掲示済み）

草津市告示第62号

草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月12日

草津市長 橋川 渉

草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成29年草津市告示第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 保育所等に採用された日から起算して10年以内の者（草津市が次のいずれかに該当する場合にあっては、保育所等に採用された日から起算して5年以内の者）

ア 前年度および前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による草津市公共職業安定所の保育士の有効求人倍率が全国平均を超えていない場合であって、かつ、事業を実施する年度および前年度の4月1日時点における待機児童数が50人未満である場合

イ 前年度および前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による草津市公共職業安定所の保育士の有効求人倍率が全国平均を

超えていない場合であって、かつ、事業を実施する前年度の4月1日時点における待機児童数が50人未満であり、事業を実施する年度の4月1日時点における待機児童数が50人以上である場合

別表中

「  

算定基準（千円未満切捨て）
補助対象経費の7/8（ただし、71,000円を上限とする。）

  
」を

「  

算定基準（千円未満切捨て）
補助対象経費の7/8（ただし、1人当たり月額48,000円（令和元年度において本事業の対象者であって、令和2年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合にあっては、1人当たり月額71,000円）を上限とする。）

  
」に

改める。

付 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

（令和3年3月12日掲示済み）

草津市告示第63号

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月12日

草津市長 橋川 渉

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育体制強化事業補助金交付要綱（平成29年草津市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を配置し、保育」を「の配置および散歩等の児童の園外活動時の見守り等を実施し、保育」に改める。

第2条第1項中「(草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号)別表第1に規定する草津市社会福祉法人等審査会による審議を経て市長が選定した法人が整備した保育所等であって、開園初年度のものを除く。)」を削り、「別添7」を「別添6」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 事業の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保育支援者の配置

ア 保育支援者は、保育士資格を有しない者であること。

イ 保育支援者は、平成26年4月1日以後に新たに保育所または幼保連携型認定こども園に配置された者であること。

ウ 保育支援者は、次の業務を行うこと。

(ア) 保育設備、遊ぶ場所および遊具等の消毒・清掃

(イ) 給食の配膳および後片付け

(ウ) 寝具の用意および後片付け

(エ) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳および翻訳

(オ) 児童の園外活動時の見守り等

(カ) その他保育士の負担軽減に資する業務

エ 保育支援者を配置する保育所等は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 保育支援者を配置した月における保育士・保育教諭および保育士・保育教諭以外の者(保育支援者を含む。)の人数と、前年同月における保育所または幼保連携型認定こども園の保育士・保育教諭および保育士・保育教諭以外の者(保育支援者を除く。)の人数をそれぞれ比較し、ともに同数以上であること。

(イ) 保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士・保育教諭の数の割合が、当該保育所等の前年同月の児童の定員数に対する保育士・保育教諭の数の割合以上であり、かつ、保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士・保育教諭以外の者(保育支援者を含む。)の数の割合が、当該保育所等の前年同月の児童の定員数に対する保育士・保育教諭以外の者(保育支援者を除く。)の数の割合以上であること。

(2) 児童の園外活動時の見守り等

ア 保育支援者または安全管理に知見を有する者

として市長が認めた者(以下「市長が認めた者」という。)が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う業務であること。

イ 保育支援者が児童の園外活動時の見守り等を行う場合は、市長が認める交通安全に関する講習会等を修了すること。

ウ 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課)に留意して実施すること。

第3条を次のように改める。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

事業	補助金の額
保育支援者の配置	1箇所当たり月額100,000円
児童の園外活動時の見守り等	次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるとおりとする。ただし、いずれにも該当する場合においては、重複して支給しない。 (1) 保育支援者が取り組む場合 保育支援者の配置に係る補助金の額に1箇所当たり月額50,000円を加算 (2) 市長が認めた者に謝金を支払う場合または委託する場合 1箇所当たり月額50,000円

別記様式第1号から別表様式第4号までを次のように改める。

別記

様式第1号(第4条第1号関係)

草津市保育体制強化事業補助金所要額調査書

施設名称

(1) 保育支援者の配置

職名	氏名	園外活動時の見守り等の実施の有無	配置月①	配置月数②	12月あたりの職員給与費等の支給額				保育室④	年間給与等支給予定総額額(②*⑤+⑥)	富付金その他収入額⑦	元月額⑧	交通安全に関する講習会等の終了(予定)日
					本体③	諸手当③	法定福利費等③	合計③					
											合計⑩		

補助基準額⑨	補助所要額⑩(⑨と⑩を比較して少ない方の額)	補助金申請額⑩

(2) 園外の園外活動時の見守り等(キッズガード)

職名	氏名または団体名	配置月①	配置月数②	12月あたりの支給額			年間給与等支給予定総額額(②*⑤)	富付金その他収入額⑦	元月額⑧
				副金④	委託料④	合計④			
									合計⑩

補助基準額⑨	補助所要額⑩(⑨と⑩を比較して少ない方の額)	補助金申請額⑩

様式第2号(第4条第2号関係)

草津市保育体制強化事業補助金所要額明細書

施設名称

(1) 保育支援者の配置

ア

氏名	対象経費の支払額	補助基準額	保育支援者配置千月分	保育支援者配置数	保育支援者配置月の保育士数	保育支援者を配置した園外活動時の保育士数	保育支援者配置月の保育士以外の職員数	保育支援者を配置した前年同月の保育士以外の職員数
し								
氏名	対象経費の支払額	補助基準額	保育支援者配置千月分	保育支援者配置数	保育支援者配置月の保育士数	保育支援者を配置した前年同月の保育士数	保育支援者配置月の保育士以外の職員数	保育支援者を配置した前年同月の保育士以外の職員数
し								

(記載上の注意)

- 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

イ 予の条件を要しない場合

| 氏名 | 対象経費の支払額 | 補助基準額 | 保育支援者配置千月分 | 保育支援者配置数 | 保育支援者配置月の保育士数 | 保育支援者を配置した園外活動時の保育士数 | 保育支援者配置月の保育士以外の職員数 | 保育支援者を配置した前年同月の保育士以外の職員数 |
|----|----------|-------|------------|----------|---------------|----------------------|--------------------|--------------------------|
|    |          |       |            |          |               |                      |                    |                          |
|    |          |       |            |          |               |                      |                    |                          |
|    |          |       |            |          |               |                      |                    |                          |
|    |          |       |            |          |               |                      |                    |                          |

(記載上の注意)

- 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

(2) 園外の園外活動時の見守り等

| 氏名または団体名 | 対象経費の支払額 | 補助基準額 |
|----------|----------|-------|
|          |          |       |
|          |          |       |

様式第3号(第5条第1号関係)  
草津市保育体制強化事業補助金精算額調書  
施設名称

(1) 保育支援者の配置

Table with columns: 職名, 氏名, 園外活動時の見守り等の実施の有無, 配置月数, 配置日数, 職員給与総額 (本俸, 手当, 法定福利費, 合計), 賞与等, 年間給与等支給総額, 寄付金その他収入額, 補助金額, 交通費等に相当する講習会等の経費(予定)月

Table with columns: 補助基準額, 補助所要額 (実と虚を比較して少ない方の額), 補助金額

(2) 見守りの園外活動時の見守り等(キッズガード)

Table with columns: 職名, 氏名または団体名, 配置月数, 配置日数, 実給総額 (調金額, 委託料, 合計), 年間給与等支給総額(第5条第1号), 寄付金その他収入額, 補助金額

Table with columns: 補助基準額, 補助所要額 (実と虚を比較して少ない方の額), 補助金額

様式第1号(第5条第2号関係)  
草津市保育体制強化事業補助金精算額明細書  
施設名称

(1) 保育支援者の配置

Table with columns: 氏名, 対象経費の支払期間, 補助基準額, 保育支援者配置年月数, 保育支援者配置月, 保育支援者配置月の保育士数, 保育支援者を配置した前年同月の保育士数, 保育支援者配置月の保育士の職員数, 保育支援者を配置した前年同月の保育士以外の職員数

【編纂上の注意】  
1. 5月以降において、前年同月の実績がない場合、前年同月を「保育所開成月」と読み替えること。  
2. 5月の保育士以外の職員数には保育支援者には含まない。  
3. 補助対象となる保育支援者が複数いる場合、配置した月が異なる場合、保育支援者に1～3名欄を記入すること。

(2) 以下の事件を前年同月としない場合

Table with columns: 氏名, 対象経費の支払期間, 補助基準額, 保育支援者配置年月日, 保育支援者配置月, 保育支援者配置月の保育士数, 保育支援者配置月の職員数, 保育支援者を配置した前年同月の保育士数, 保育支援者を配置した前年同月の職員数, 保育支援者配置月の保育士以外の職員数, 保育支援者を配置した前年同月の保育士以外の職員数

【記載上の注意】  
1. 5月以降において、前年同月の実績がない場合、前年同月を「保育所開成月」と読み替えること。  
2. 5月の保育士以外の職員数には保育支援者には含まない。  
3. 補助対象となる保育支援者が複数いる場合、配置した月が異なる場合、保育支援者に1～3名欄を記入すること。

(3) 見守りの園外活動時の見守り等

Table with columns: 氏名または団体名, 対象経費の支払期間, 補助基準額

付 則  
この要綱は、令和3年3月12日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

(令和3年3月12日掲示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年3月5日

草津市長 橋川 渉

| 開発許可を受けた者の<br>住所・氏名               | 開発区域の名称        | 面積      | 検査済証  |      |
|-----------------------------------|----------------|---------|-------|------|
|                                   |                |         | 交付年月日 | 番号   |
| 湖南省岩根中央二丁目24番地<br>(102号)<br>土肥 光育 | 草津市岡本町字澤口358番5 | 227.41㎡ | R33.5 | 1530 |

(令和3年3月5日掲示済み)

#### 公 告

大津湖南都市計画道路事業の事業計画変更の認可について

令和3年2月12日付け滋賀県告示第115号において告示された大津湖南都市計画道路事業の事業計画変更の認可について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年3月8日

草津市長 橋川 渉

##### 1 都市計画事業の種類および名称

大津湖南都市計画道路事業 都市計画道路3・4・19号 大江霊仙寺線

##### 2 施行者の名称

滋賀県草津市

##### 3 事務所の所在地

草津市草津三丁目13番30号

##### 4 事業地の所在

###### (1) 収用の部分

滋賀県草津市南笠町字風呂海道、字北野、字榊差

滋賀県草津市矢橋町字奥野ノ沢

滋賀県草津市野路町字南田山

###### (2) 使用の部分 なし

(令和3年3月8日掲示済み)

#### 公 告

大津湖南都市計画道路事業の事業計画変更の認可について

令和3年2月12日付け滋賀県告示第115号において告示された大津湖南都市計画道路事業の事業計画変更の認可について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定に基づき関係書類を公衆の縦覧に供するため、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年3月8日

草津市長 橋川 渉

##### 1 都市計画事業の種類および名称

大津湖南都市計画道路事業 都市計画道路3・4・19号 大江霊仙寺線

##### 2 縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号

草津市建設部道路課

(令和3年3月8日掲示済み)



## 教育委員会告示

草津市教育委員会告示第5号

草津市学校（園）問題サポートチーム設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年3月10日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市学校（園）問題サポートチーム設置要綱の一部を改正する要綱

草津市学校（園）問題サポートチーム設置要綱（平成20年草津市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号および第2号を次のように改める。

- (1) 教育研究所長
- (2) 児童生徒支援課長

第3条第2項第4号を次のように改める。

- (4) 児童生徒支援課の職員

第4条第2項中「学校教育課長」を「教育研究所長」に、「学校教育課参事」を「児童生徒支援課長」に改める。

第7条中「学校教育課」を「児童生徒支援課」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月10日掲示済み)

